

鳥取県議会議員の政治倫理に関する条例（案）に対する パブリックコメントの実施結果

議会事務局議事・法務政策課

1 パブリックコメントの募集等

鳥取県議会議員の政治倫理に関する条例（案）について、次のとおり県民の皆様から意見を募集しました。

- (1) 募集期間 平成25年1月23日（水）から2月18日（月）まで
- (2) 周知方法 条例案をホームページで公開するとともに、県庁県民課、各総合事務所県民局、県立図書館及び各市町村役場窓口で条例案等を配架。また、報道機関への資料提供、新聞掲載を実施
- (3) 応募件数 6件（5人）

2 意見の内容とそれに対する考え方

項目等	御意見の内容	御意見に対する考え方
条例全般	政治倫理条例は、不用です。	条例は、議員の責務や遵守すべき行為規範等を規定するものです。条例の制定により、政治倫理の確立を図り、県民に信頼される議会を目指しています。
前文	10行目「一人一人」は「一人ひとり」がよいと思う。	法令における漢字の使用は、常用漢字表等によるものとされており、常用漢字表では「一人」と表記することとされています。
責務（第2条）及び行為規範（第3条）	第2条の高い倫理的な義務、第3条の品位を著しく損なう行為は、人によって解釈が違おうと思うので、具体例をあげてよく議論される必要があると思う。	ご意見の点は議会改革推進会議で活発に議論しましたが、いろいろな事例を想定して具体例を規定することは困難であり、これらを網羅する普遍的な表現として、案の規定としたものです。
行為規範（第3条）	議員は県民の代表であるにもかかわらず、特定の地域や団体の意見を議場等で主張することが多々みられる。そのようなことも禁止する条項を盛り込んではどうか。	議員は、県民の代表として、県民の多様な意見を県政に反映させる使命を担っており、それらの意見は議場や委員会での議論を通じて、県の方針に反映されることとなります。したがって議員の発言は、この趣旨に基づき、自らの役割と責任のもとで行われるものであり、ご意見のような禁止条項を設けることは考えていません。
兼業の自粛（第4条）	いろいろな団体の役員が議員になれなくなるとは困る。 議員はどんな団体の役員になっているかを公開すればよい。そう	近年、政治倫理に関し、多くの県民から批判を受けてきたことを踏まえ、県の予算決算等をチェックする議員の職責に鑑み、県から財政的援助を受ける法人等の役員就任

項目等	御意見の内容	御意見に対する考え方
	<p>すれば悪いことをした団体と議員が関係があることがわかる。悪いことをしていなければ議員は堂々と団体の活動もされたい。議員はいろいろな人を代表するのも仕事だと思う。</p>	<p>を自粛するよう努めるものです。なお、報酬を得て法人等の役員に就任している場合は、「政治倫理確立のための鳥取県議会の議員の資産等の公開に関する条例」に基づき、当該法人名等を議長に報告し、公開されています。</p>
<p>審査の請求 (第5条)</p>	<p>議員のみが身内での処分をするような仕組みになっている。県民が、議員が条例に規定する倫理に反する行為をしているのを発見したときに、審査請求できる道を設けるべきではないか。</p>	<p>ご意見の点は議会改革推進会議で活発に議論しましたが、この条例が議会の自浄機能を発揮するものであることに鑑み、請求者は議員としています。県民の方が行為規範に反する行為を発見された場合は、議員にお伝えいただければ、議員が審査請求するかどうか検討します。なお、審査の公平、公正等を確保するため、審査会委員には、弁護士等の有識者を含むこととしています。</p>